

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの第一期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討について（案）の概要

1 第一期中期目標期間の業務実績評価（第一期中期目標期間評価の概要）

（1）項目別評価の概要

S評価…2項目 A評価…12項目 B評価…16項目

C評価・D評価…なし

〔S評価の項目〕高齢者急性期医療の提供

認知症の病因・病態・治療・予防の研究

（2）全体評価の概要

中期計画の実施状況から見て、業務全体が概ね着実な進捗状況にある

3 総括

★ センターの業務内容、組織構成、運営形態について、
総体として適切かつ妥当なものと判断される

⇒ 特段の措置を講ずる必要性は認められない

★ 第二期中期目標に基づき着実に業務運営を行う
とともに、今後とも社会経済情勢等の変化に機動的に対応し、より高い業務実績を目指すことが期待される

2 中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討

中期目標期間終了に向けた事前の取組

（1）『事前評価』を実施

平成23年度 第二期中期目標の策定に当たり、中期目標期間における業務実績評価（中期目標期間評価）に準じた、第一期中期目標期間が終了する前の予備的な業務実績評価（事前評価）を実施

（2）局横断的な検討・検証

平成24年度 第二期中期目標の策定に当たり、東京都の関係部署との協議及び行政改革推進委員会の審議による局横断的な検討・検証を実施、第二期中期目標に反映

中期目標期間終了時における検討



○ センターが実施する業務について

⇒ 高齢者医療や老年学に関する研究へのニーズが高まっている中で、
センターの必要性は高く、存在の意義がある

○ センターの組織及び運営形態について

⇒ 独法化の効果を十分に發揮し、医療需要に対応した経営を実施しており
センターの運営形態は、引き続き現行を継続することが適切である

【地方独立行政法人法】

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行ったっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。